

平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、商店街等にある空き店舗に新規に出店する者が行う店舗改装に要する経費について、平成30年度予算の範囲内において、三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き店舗」とは、町内の店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、3か月以上継続して利用されていないものをいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、空き店舗において事業を開始する個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業を開始しようとする空き店舗において2年以上継続して営業できること。
- (2) 直近3カ年分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していないこと。
- (3) 1日5時間以上かつ週4日以上営業すること。ただし、夜間のみの営業は対象としない。
- (4) 出店しようとする区域において商店会団体等が組織されている場合にあっては、その構成員となり、地域イベント、商店会活動及び商店街活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雇用の創出及びまちの活性化に有効な小売業、サービス業（宿泊業及び飲食サービス業を含む。）コミュニティビジネス（IT関連を含む。）を営むために行う空き店舗の改修工事であって、当該工事の全てを町内に本店を有する業者に発注するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 補助金の交付申請前に事業（営業又は改修等）を開始しているもの
- (4) 改修しようとする空き店舗が個人である対象事業者又はその3親等内の血族若しくは姻族（以下「親族」という。）が所有権を有する店舗
- (5) 改修しようとする空き店舗が個人である対象事業者又はその親族が役員を務める法人が所有権を有する店舗

- (6) 改修しようとする空き店舗が法人である対象事業者の役員又はその親族が所有権を有する店舗
- (7) 改修しようとする空き店舗が法人である対象事業者と関連子会社又は子会社の関係にある法人が所有権を有する店舗
- (8) 改修しようとする空き店舗が法人である対象事業者の役員又はその親族が役員を務める法人が所有権を有する店舗
- (9) すでに町内で営業する店舗を移転する場合又は対象事業者が補助金の交付を受けた実績を有する場合。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約、会則等の写し（個人の場合は職務経歴書）
- (3) 法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は住民票）
- (4) 空き店舗が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書
- (5) 収支予算（精算）書
- (6) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等（写し可）
- (7) 許認可等証書又はその申請書類の写し
- (8) 第3条第2号に規定する税に係る納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が町外の場合にあっては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し）又は当町の町税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは、不交付を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

(事業変更)

第8条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20%を超える増減

(2) 事業内容の重要な変更

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は平成31年4月20日までのいずれか早い期日までに、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を確認することができる領収書等
- (2) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、平成30年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出して行うものとする。

(補助金の支払い)

第13条 町長は、前条第2項の規定による請求書を受領した場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条の交付決定及び第11条の交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) 店舗の営業の開始2年未満で営業を休止し、又は廃業しとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、すでに補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告義務)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった店舗を営業開始後 2 年未満で営業を休止し、又は廃業するときは、平成 30 年度三戸町空き店舗活用創業支援事業補助金廃業（休止）届（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
空き店舗・空き床解消事業に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）	新規事業者	3分の2	1,000千円
	既存事業者	2分の1	500千円

備考 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。